

天保の改革（儉約令）



* 武田家文書449 「大目付廻状写」

解説

1841（天保12）年、大御所徳川家斉がなくなると、12代将軍徳川家慶のもとで実権を握った老中水野忠邦は、国の内外の危機に対処するため、幕政改革に着手しました。きびしい儉約令をはじめ人返し令、株仲間の解散、上知令などを出しましたが、上知令に対する強い反対の中で失脚し、改革は2年余りで終わりました。

写真は天保12年10月に出された儉約令の一部で、大島郡土居村の畔頭（くろがしら：村役人）の家に伝えられたものです。

この儉約令では、ぜいたくな菓子や料理、華美な能装束、金銀の金物や箔をつけた破魔弓・羽子板、8寸以上の雛人形、高値の鉢植え、金銀ほか彫刻や象嵌などを施したきせる、高価な小袖、櫛、かんざしなどが禁止の対象となっています。

また、「これらは享保や寛政の改革時にも禁止され、その後も通達してきたが、次第に軽んじられ華美を競っている」との現状が指摘されています。

* この通達を受けて萩藩が出した触書が毛利家文庫40 法令16 0 「御書附控」にあり、『山口県史 史料編幕末維新2』（P212・213）に活字化されています。